

2022（令和4）年8月1日 制度改正

産業雇用安定助成金の 「計画届の提出時期」が変わります

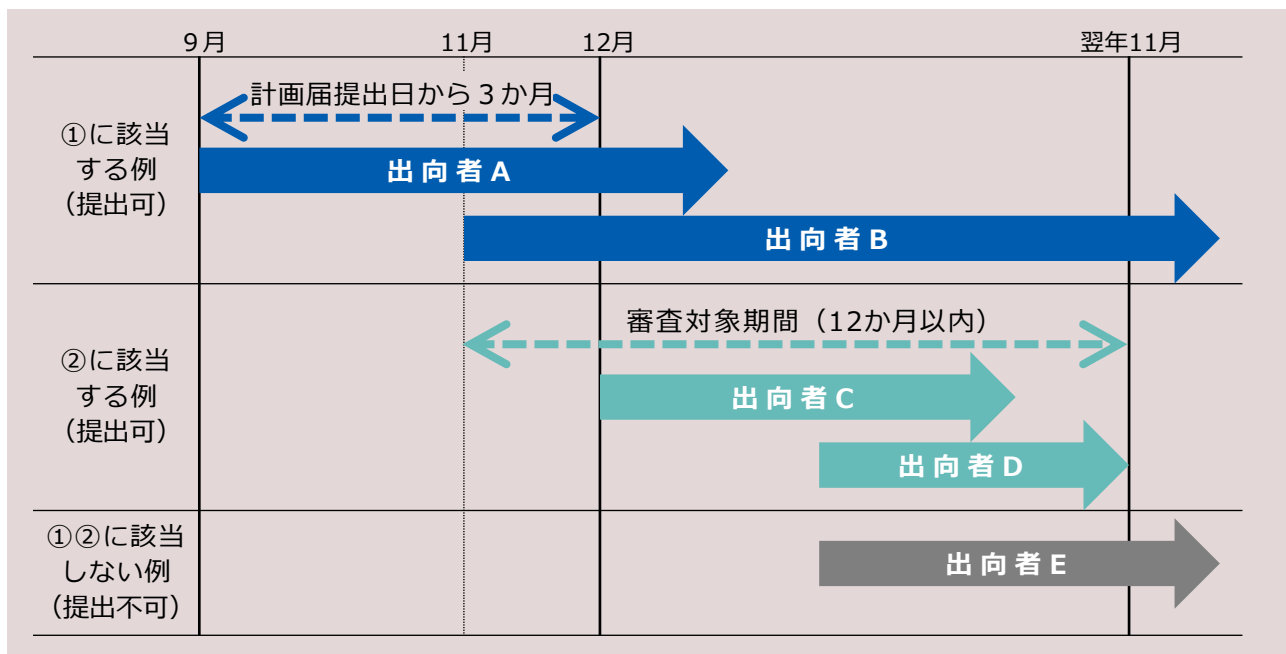
助成金の支給要件である、事業活動の縮小の程度（出向元事業主）や雇用量の減少程度（出向先事業主）をより適正に判断するため、**今年8月1日から、出向先ごとに労働者の出向時期に応じて、計画届を提出できる時期を変更します。**

改正点

計画届の提出は、労働者の出向時期に関わらず、出向開始日の前日までであればいつでもできましたが、**改正後は、次のいずれかに該当する者に限り提出することができます。**

- ① 出向開始日が計画届の提出日から起算して**3か月以内**の者
- ② 出向終了日が、①に該当する者のうち、出向開始日の最も遅い者の出向開始日から起算して**12か月**（以下「**審査対象期間**」といいます）以内の者

例（計画届の提出日は8月31日）



なお、次のいずれかの変更届を提出する場合も改めて支給要件の審査を行います。

出向労働者の追加や出向期間の延長に伴い、

- ① 労働者の出向終了日が**審査対象期間の末日**を超える場合
- ② 制度改正前に提出した計画の変更届を**8月1日以降初めて提出**する場合

申請・お問い合わせ先

ご不明な点は、**下記のコールセンター**または**最寄りの都道府県労働局、ハローワーク**までお問い合わせください。

■ 雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター

電話番号 **0120-603-999** 受付時間 9:00～21:00 土日・祝日含む

※助成金の相談・申請先は（公財）産業雇用安定センターではありませんのでご注意ください。



お問い合わせ先 ガイドブック